

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名 豊岡消防団活性化実行委員会
2 事業の名称	豊岡消防団活性化事業
3 事業の目的 ※地域課題など	豊岡地域内の消防団等の関係団体が連携し、地域住民や事業所等に対し、地域防災に関する啓発等を行うことにより、自主防災意識の向上に寄与することを目的とする。
4 事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 防災情報や消防団の活動情報をまとめた広報誌を作成 【広報誌内容（予定）】<ul style="list-style-type: none">・幅広い年代に消防団の活動状況を伝えるため、新入団員や若年層団員に焦点を置いた、入団経緯や活動の様子、消防団活動や地域防災の考え方等を取材。・普段の訓練の様子。・地域に伝えたい防災情報 等2 地域事業所に向けた地域防災啓発 地域事業所等に向け、消防団活動への理解や地域防災啓発のため、地域事業所職員等へ広報誌配布を行う（事業所を抽出し訪問又は郵送）。3 地域内施設等への広報誌設置。
5 事業期間	令和 4年 6月 13日 から 令和 5年 2月28日まで

収 支 予 算 書

事業の名称	豊岡消防団活性化事業
団体名	豊岡消防団活性化実行委員会

1 収入の部 (単位：円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	60,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	60,000	

2 支出の部 (単位：円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗印刷費	56,040	56,040	広報誌印刷代 (用紙代金含む) 40,000 その他事務用品 16,040
通信運搬費	3,000	3,000	資料・広報誌郵送料 3,000
食糧費	960	960	80円×4×3回=960 (実行委員会時お茶代)
合 計	60,000	60,000	

豊岡消防団活性化実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、「豊岡消防団活性化実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は会長宅に置く。

(目的)

第2条 委員会は、豊岡地域内の消防団等の関係団体が連携し、地域住民や事業所等に対し、地域防災に関する啓発や消防団活動の周知等を行うことにより、自主防災意識の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、事業を実施する。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 豊岡地域内で地域活動等をしている者
- (2) 豊岡地域内に居住、勤務又は事業活動等をしている者
- (3) 委員会が特別に認めた者

(役員)

第5条 委員会に会長、副会長、会計、監査の役員を置く。

(役員職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計事務を担当する。
- 4 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

豊岡消防団活性化実行委員会 名簿

(敬称略)

役員	氏名	所属団体等
会長	山本 吉春	豊岡まちづくり推進協議会委員 (旭川市消防団第4分団 分団長)
副会長	森山 敏治	旭川市消防団副団長 (第3分団 分団長事務取扱)
会計	滝川 岳雪	旭川市消防団第6分団 分団長
監査	高木 二郎	旭川市消防団第5分団 分団長